

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金

制度の理解不足で就労をためらう社員も

こんにちは、高橋学です。梅雨明けが待ち遠しい季節です。今月は定年後も社員に積極的に働いてもらうために、シニア社員が定年後の就労を躊躇する原因となりがちなお金の話や対策をご紹介します。シニア社員が抱える課題を理解することで、社員の真意を知ることでもあります。

社員の就労意欲にマイナスの影響がある制度として、まず「在職老齢年金」が挙げられます。在職老齢年金は、年金を受け取っている人が会社員などとして働いて一定以上の収入を得た場合、年金の一部または全部が支給停止されることがある制度のこと（ここで言う年金は老齢厚生年金を指し、老齢基礎年金は含みません）。「年金が減っては損」と、これを理由に就労を躊躇する社員も少なくないようですが、制度を誤解していたり、理解が不十分な社員も多いようです。

年金が減額される基準額は本人の年齢によって異なります。減額の対象となるのは、65歳未満は月収（老齢厚生年金の基本月額と賃金（総報酬月額相当額）の合計）28万

円を上回る人で、65歳以上は月収47万円を上回る人。「65歳以上は47万円を超えた分の半額」など、一定の計算式に基づいて支給停止額が決められますが、仮に65歳以上で年金が月10万円の人、賃金が月37万円以下なら年金は減額されません（図表1参照）。

高年齢雇用継続給付金で就業意欲を維持

定年後に再雇用で働いてもらう場合、賃金が大幅に減るケースも多いものです。しかし、減った賃金の一部を補てんしてくれる「高年齢雇用継続給付金」があることも、社長はしっかり覚えておきましょう。

制度の対象となるのは、60歳以上65歳未満で雇用保険の被保険者期間が5年以上かつ、退職後、基本手当（失業給付）を受給していない人。再雇用後の賃金が60歳時に比べ75%未満に減った場合、賃金に対し最大15%の給付金が65歳まで支給されます。仮に60歳時の賃金（総報酬月額相当額）が月40万円だった人の再雇用後の賃金が月24万円に減ったとすると、給付金額は月3.6万円となる計算です（図表2参照）。申請は、原則として事業主が行います。M

■ 図表1 在職老齢年金の仕組み

働きながら年金を受けると？

【60歳～64歳までの人】

年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）の合計額が

28万円以下のとき → 全額支給

28万円超のとき → 金額に応じて年金額が支給停止（全部または一部）される場合がある

【65歳以上の人】

年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）の合計額が

47万円以下のとき → 全額支給

47万円超のとき → 金額に応じて年金額が支給停止（全部または一部）される場合がある

■ 図表2 高年齢雇用継続給付金の概要

【対象】 60歳以上65歳未満で雇用保険の被保険者期間が5年以上かつ、退職後、失業給付を受給していない人。

【概要】 賃金が60歳時の75%未満になった場合、再雇用後の賃金の最大15%を65歳まで給付する。

【例】 60歳時の賃金が月40万円で再雇用後の賃金が月24万円になった場合
→ 給付金 = 月3.6万円（24万円 × 15%）